

令和6年第10回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年10月8日（火）

午前10時00分開会

午前10時50分閉会

2. 場 所 山崎本社 みんなのあいプラザ（廿日市市総合健康福祉センター）
3階講座室

3. 出席委員（農業委員 13名）

1番 河井 孝之

2番 木浦 紀幸

3番 神鳥 正貴

5番 松井 祥壮

6番 梶原 安行

7番 山田 政則

8番 岩木 國明

9番 古川 憲吾

10番 吉田 雅子

11番 中谷 純子

12番 中田 安義

13番 岡 真由美

14番 岩本 博志

（推進委員 10名）

推進委員 中山 憲治

推進委員 岡村 昭男

推進委員 中田 進

推進委員 清水 透

推進委員 掘田 良昭

推進委員 三田 邦男

推進委員 小西 礼子

推進委員 松井 辰夫

推進委員 安井 多佳子

推進委員 倉本 良夫

4. 欠席委員（3名）

4番 是佐 恵美子

推進委員 登 宏太郎

推進委員 田丸 和也

5. 議事録署名委員

5番 松井 祥壮

6番 梶原 安行

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 齋藤 千文

次 長 竹上 教東

（佐伯支所） 次 長 藤本 秀樹

（大野支所） 主任主事 奥田 規之

（宮島支所） 主任主事 佐々木 駿

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案 43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

(2) 議案第 44号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 議案第 45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(4) 議案第 46号 非農地証明交付申請について

《報告事項》

(1) 報告第 1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(2) 報告第 2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理処分

取消の専決処理について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
岩本会長	ただいまから、令和 6 年第 10 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。
議長	まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 13 名、欠席委員 1 名でございます。在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、5 番、松井委員さん、6 番、梶原委員さんをお願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 43 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案とします。 説明をお願いします。
事務局	議案第 43 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について、座って説明させていただきます。 説明資料ですが、議案書の差し替えを本日お配りしておりますので、それに沿って説明させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。議案書は 3 ページから 5 ページになります。 番号 43 番、農地の所在は、浅原字甘泉野、登記地目は田で、面積は、1 筆の 1, 757 平方メートルで、利用目的は田です。 期間は、公告日から令和 7 年 12 月 31 日までの、使用貸借の新規設定を行うものです。 番号 46 番から 50 番までは関連案件のため、一括で説明いたします。 番号 46 番から 50 番、農地の所在は、峠字大向井、登記地目は田で、面積は、合計 11 筆の 1 万 2, 143 平方メートルで、利用目的は畑です。 期間は、公告日から令和 9 年 3 月 31 日までの、賃貸借の再設定を行うものです。 本件は、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 43 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の利用権貸借についての説明を終わります。

	す。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 43番について、古川委員さん、お願いいたします。
9番委員	9番の古川よりご報告いたします。9月20日に、安井推進委員と事務局1名で現地の確認を行いました。場所につきましては、旧浅原小学校の前の小瀬川を渡って、少し川上寄りのところにございます。このたびの〇〇さんにつきましては、昨年、相続により、この水田ですけれども、これを取得されました。それより以前から、ここは耕作放棄にずっとなっておりまして、〇〇さん本人は、仕事の都合で耕作の意思がございません。このたび、隣の田んぼですけれども、これを購入して農業をされている〇〇さんが、規模拡大のために借り入れることになりました。復田のために、結構荒れてますので、作業が伴うことが予想されますけれども、本人のモチベーションが非常に高く、問題はないと思われます。これにより、この一帯の耕作放棄地がなくなる、解消されることになると思います。以上です。よろしくご審議のほどお願いします。
議長	ありがとうございます。 それでは、46番から50番について、河井委員さん、お願いします。
1番委員	1番の河井です。利用権の設定の申請について説明をいたします。9月18日に、三田委員、事務局と3人で現地確認しております。場所は、友和浄化センターの隣の一帯になります。46番から50番までの5件で、利用権の設定を受けるものが、藤い屋、まとめて説明をいたします。たしか5年ぐらい前だと思うのですが、48番以外は遊休農地あるいは耕作放棄地でしたが、〇〇を製造する〇〇と、〇〇を自社で作ることを目的に、作付を始められました。その後、他社も〇〇を作ったりし始めましたので、差別化のために、現在は、〇〇の〇〇を今、売り出しておられます。あとは、〇〇を作っておられます。合計で1万2,100平米を作付をしておられます。専任で一人は管理されております。また、種まきや収穫などの多忙期には、〇〇自ら作業をしておられます。再設定でもあり、管理も良くできておりますので、何ら問題はないものと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。 それでは、この6件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》

議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第４３号について、承認することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４３号について承認することに決定いたします。 続きまして、議案第４４号、農地法第３条の規定による許可申請について議案とします。 説明をお願いします。
事務局	議案第４４号、農地法第３条の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は７ページから９ページになります。 番号２５８番、農地の所在は、浅原字中筋及び西ヶ原、登記地目は田及び畑で、４筆の２，２１１平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は自宅の売却に伴い農地も売却するため、譲受人は購入する自宅に隣接し、新たに耕作をするためで、有償の所有権移転です。 次に番号２６２番、農地の所在は、玖島字壺丁田日浦及び檜原、登記地目は田で、面積は５筆の６，９２７平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難、譲受人は譲渡人から借りて耕作しており、譲り受けるためで、無償の所有権移転です。 次に番号２７３番、農地の所在は、大野字鳴川、登記地目は田で、面積は２筆の１１１平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難、譲受人は自宅に近く便利であるためで、有償の所有権移転です。 次に番号２７９番、農地の所在は、吉和字土居小路、登記地目は田で、面積は１筆の６５０平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難、譲受人は新規に農業経営を始めるためで、有償の所有権移転です。 次に番号２８１番、農地の所在は、河津原字上中山谷、登記地目は田及び畑で、面積は８筆の２，１８８平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難、譲受人は新規に農業経営を始めるためで、有償の所有権移転です。 本件はいずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第４４号、農地法第３条の規定による許可申請

	について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 258番について、古川委員さん、お願いいたします。
9番委員	それでは、258につきまして、9番の古川より報告いたします。9月20日に、安井推進委員と事務局1名で現地の確認を行いました。現地につきましては、津田地区方面から浅原へ向かう中心地に向かう途中で、新保曽原トンネルがございますが、それを抜けて300メートルぐらい浅原の中心地に近いほうでございます。字名が1つは中筋、もう3つは西ヶ原と字名は違いますけれども、場所につきましても、中筋につきましては、小瀬川を渡ってすぐのところですよ。これは基盤整備がされた田んぼでございます。他につきましては、186号線へ山越えをする市道がございますけれども、そこから少し高いところにある畑となります。これはいずれも、空き家バンクに登録された、〇〇さんが住宅とともに〇〇さんに売却されるということになったものでございます。〇〇さんにつきましては、現在〇〇でございますけれども、この住宅を拠点として、新しく農業を始めたいということでございました。耕作放棄となる直前でございますけれども、新たに耕作者ができたということで、大変良いことだと思います。ご審議のほうよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございます。 262番について、岩木委員さん、お願いいたします。
8番委員	8番の岩木です。番号が262番の3条申請についてご報告申し上げます。現在地は、旧玖島小学校ですね、その〇〇の真裏になります。9月17日に、事務職員の方と堀田推進委員、私とで現地を確認いたしました。譲渡人の〇〇さんは、高齢で体調が優れませんので、現在耕作困難で、数年前から〇〇さんが耕作されている状況です。譲受人の〇〇さんですが、現在その農地に、〇〇として営農をされております。また、一部は畑と水田として使用される予定です。また、認定農業者と認定されておりますので、現在活動をされている状況です。また、別のところに、もうハウスを5棟営農管理をしておられますので、そういう営農についての努力はされております。経営も安定して、家族の方と近親者の方で運営されているようですので、何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 以上です。
議長	ありがとうございます。

	それでは２７３番について、大野地区の中田推進委員さん、お願いいたします。
中田推進委員	推進委員の中田です。２７３番について説明いたします。 ９月１８日に、農地パトロールで山田委員、吉田委員、大野支所とパトロールを行いました。その折に、現在の２７３番について、現地確認を行いました。場所は、大野字鳴川の２筆で、国道２号線の鳴川踏切を少し入ったところです。確認したところ、進入路も広くとってあり、周辺民家への影響もなく、問題ないと思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは２７９番について、吉和地区の中田（安）委員さん、お願いいたします。
１２番委員	１２番の中田です。番号２７９番について説明いたします。 ９月１９日に、岡職務代理、倉本推進委員と事務局とで現地確認をいたしました。現地は、旧吉和支所から〇〇へ向けて、約３００メートルぐらい行ったところで、〇〇原集会所のすぐ隣になります。この該当農地に隣接した宅地に家が建っているわけです。これも合わせて購入されており、〇〇さんが今の住宅と一緒に活用されるのではないかと思います。周囲の農地には影響ありません。審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 ２８１番について、木浦委員さん、お願いいたします。
２番委員	２番の木浦です。２８１番について現地確認の報告をします。 ９月１９日、松井祥壮委員、松井辰夫委員、事務局とで現地確認をしました。現地は、佐伯支所から廿日市市街地に向けて、県道を大体１．５キロぐらい下ったところの、要するに廿日市市道少し入ったところの廿日市市道に面している、現状とすれば、谷間に近いようなところです。日当たりは結構良いような場所です。譲受人は、申請書には、もう４年前から無償で借りて、現場を畑耕作しているということで、松井辰夫委員も、その耕作しているのを見たことがあるということです。現地は、譲渡人の自宅のすぐ裏手になるのですが、譲渡人も高齢ということで、もう既に４年前から畑耕作、全部ではないのですが一部谷間の深いところはまだ要するに休耕されているような状態でした。譲受人はトラクター等の農機具も一応所有されておられ、申請書を見ると、ＪＡひろしまにも野菜等を出荷しているということで、売上金等も書いてある状態で、要するに、家族お二人で親子として現場に来られて耕作されているということです。既に畑耕作も現場ではされている状態なもので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長	ありがとうございました。 それでは、この５件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》 意見がないようですので、お諮りします。 議案第４４号について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４４号について許可することに決定いたします。 続きまして、議案第４５号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について議案とします。 説明をお願いします。
事務局	議案第４５号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、説明させていただきます。 議案書は、１０ページと１１ページになります。 番号２４８番、農地の所在は、峠字土居、登記地目は田で、面積は、１筆の５０６平方メートルの申請です。転用理由は、住宅の敷地として利用するための申請です。 次に番号２７０番、農地の所在は、吉和字花原道山、登記地目は田で、面積は、１筆の３８平方メートルの申請です。転用理由は、店舗敷地として利用するための申請ですが、譲受人が農地転用の手続を行わず利用していたもので、始末書が提出されております。 次に、番号２７５番、農地の所在は、大野字四郎峠、登記地目は田で、面積は、３筆の１，７２２平方メートルの申請です。転用理由は、資材置場として利用するための申請です。 次に、番号２７６番、農地の所在は、玖島字檜原、登記地目は田で、面積は、１筆の６１平方メートルの申請です。転用理由は、進入路として利用するための申請ですが、譲渡人が農地転用の手続を行わず利用していたもので、顛末書が提出されております。 本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模からみて適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第４５号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 248番について、三田委員さん、お願いいたします。
三田推進委員	推進委員の三田です。説明をいたします。場所は、〇〇の練習場がありまして、そのそばであります。9月18日に、河井委員と事務局と私の3名で現地の確認を行っております。譲渡人の〇〇さんの娘夫婦が帰郷するということで、住宅を建築するものであります。現況は畑であります、実際は草がちょっと生えておるような場所でありました。敷地のところは市道が通っておりまして、排水溝も設けておりますので、特に問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 270番について、中田（安）委員さん、お願いいたします。
12番委員	12番の中田です。番号270番についてご説明いたします。 9月19日に、岡職務代理、倉本推進委員、事務局とで現地確認を行いました。現地は、〇〇のすぐ前で、国道186号線を挟んだところにあります。譲受人が、ここは〇〇屋さんですが、それを開店する時にそれを購入されていたのですが、今回、登記の整理ということで、申請をされました。始末書も提出されております。周囲の農地には何ら影響はないと考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 275番について、山田委員さん、お願いいたします。
7番委員	7番の山田です。275番について説明いたします。9月18日に、大野地区の農地パトロールを行いました、その時点で確認しております。中田委員、それから吉田委員と大野支所の事務局とで確認しております。場所は、大野から廿日市に抜ける山側の道路の、廿日市と大野の境の一番奥の方ですが、今は耕作していないようでした。それで、別に転用して周辺の農地に支障を与えるということがないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 276番について、岩木委員さん、お願いいたします。
8番委員	8番の岩木です。276番の5条申請の報告をいたします。 現地は、先ほど3条での申請地と同様で、〇〇の裏側で、〇〇さんの入口となります。9月17日に事務職員と掘田推進委員と私で現地を確認いたしました。同じく譲渡人は、〇〇さん

	は、３条で述べたような状況です。この申請地は、３条申請の農園の進入路に当たりますので、今後農園に出入りするのに必ず必要な土地と考えられますので、譲受人、〇〇さんの５条申請を提出されたわけです。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。
議長	ありがとうございます。 それでは、この４件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第４５号について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４５号について許可することに決定いたします。 続きまして、議案第４６号、非農地証明交付申請について議案とします。 説明をお願いします。
事務局	議案第４６号、非農地証明交付申請について、説明させていただきます。 議案書は、１２ページになります。また、本日追加資料として配付いたしました現地確認写真の「議案第４６号資料①」も合わせて御覧ください。 番号２５７番、農地の所在は、浅原字西ヶ原、登記地目は畑で、面積は１筆の２５１平方メートルの申請です。 次に番号２６１番、農地の所在は、宮島町字嚴島浦、登記地目は田で、面積は、２筆の１，７６０平方メートルの申請です。 次に番号２８０番、農地の所在は、吉和字惣田、登記地目は畑で、面積は、１筆の４９平方メートルの申請です。本件については、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、現地は山林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第４６号、非農地証明交付申請について、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ２５７番について、古川委員さん、お願いいたします。
９番委員	それでは、２５７につきまして、番号９番古川からご報告をいたします。この２５７番の非農地証明関係ですけれども、先にご審議、ご決定をいただきました番号２５８番の、これは空き家バンクに関するものでしたけれども、これに付随する事案です。これにつきまして、９月２０日に、安井推進委員と事務局２名、そして、これは不動産屋さんが仲介業者として入っていますけれども、その方とともに現地を確認いたしました。現地におきましては、今回売買される住宅から西に２００メートルぐらい、小瀬川でいいますと下った方向ということで、県道と小瀬川を見下ろすような、小高い場所でございます。耕作放棄となって、山林と隣接するために、もう、これはヒノキだったと思うのですけれども、植林されて、結構大きくなっております。四、五十年は経過しているのではないかと思いますけれども、完全に山林化しております、農地としての利用は不可能であると思います。ご審議のほうよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 ２６１番について、山田委員さん、お願いいたします。
７番委員	２６１番の説明をいたします。９月１９日に、吉田委員、それから事務局、それから司法書士の方１名と一緒に現地を確認しております。写真で見るとよく分かるのですが、もう全く山ですね。昭和４５年頃といったら５４年ぐらい前になりますが、人手不足でもう耕作を放棄したということで、山林になっております。そのこの現地の場所も、ここだというような特定が、なかなか難しい広い山の中で、農地で登録はされているのですが、ほとんど全部周りにはもう木で山ですから、もう全て山林で覆われております。当然、農地として復元することが難しいというところですね。この場所的には、大野の宮浜温泉がありますが、それをちょうど宮島に向けて目の前ぐらいですね。そのこの辺に、昔に開墾された場所が今でもあるのですが、そういう場所です。農地としての復元は、もう当然無理ということで山に返したいと思います。よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 ２８０番について、中田（安）委員さん、お願いいたします。
１２番委員	１２番の中田です。２８０番について説明いたします。 ９月１９日に、岡職務代理、倉本推進委員、それに事務局とで現地確認を行いました。場所は、旧吉和支所から山のほうへ

	300メートルぐらい入ったところになります。現地は、写真でも分かるように既に山林化しており、もう農地として使うことは不可能と思われます。また、周辺の農地も既に山林、原野化しており、特に問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 それでは、この3件について、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第46号について、証明することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第46号について証明することに決定いたします。 続きまして、報告事項に入ります。 報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告します。 説明をお願いします。
事務局	報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告させていただきます。 議案書は13ページ、14ページになります。 今回の報告、今月の報告は、令和6年8月13日から9月10日までの間に受理した4件です。詳細の説明は、省略させていただきます。 番号233番については、申請人が農地転用の手続を行わず、利用していたため、顛末書が提出されています。 番号234番は、のちに報告させていただきますが、報告第2号、番号269番の関連案件となります。本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。 以上で報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告を終わります。
議長	この件につきまして、質疑があればお願いいたします。ございませんか。

	《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第１号を終わります。 続きまして、報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について報告します。 説明をお願いします。
事務局	報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告させていただきます。 議案書は１５ページになります。 今回の報告は、令和６年８月１３日から９月１０日までの間に処分を行った２件です。詳細の説明は、省略させていただきます。 番号２６９番は、先ほど報告させていただいた報告第１号、番号２３４番の関連案件取消となります。 以上で報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告を終わります。
議長	この件について質疑があればお願いいたします。ございませんか。
	《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第２号を終わります。 その他ございませんか。 ないようですので、以上で本日の総会を終了いたします。 委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。 次回の第１１回農業委員会総会は、１１月５日火曜日、午前１０時３０分から廿日市市役所、７階会議室でございます。 よろしくお願いいたします。

(閉会 午前１０時５０分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和６年１１月５日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（ 5 番委員）

廿日市市農業委員会委員（ 6 番委員）
